

平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名	株式会社ドリコム
代 表 者 名	代表取締役社長 内藤 裕紀
コ ー ド 番 号	3793 (東証マザーズ)
問 合 せ 先	経営管理部長 戸谷 光久
電 話 番 号	03 3232 1600

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の当社第 8 期定時株主総会に、定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 株式振替制度（株券の電子化）への対応

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一齐移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

##### (2) 事業目的の変更

当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。

##### (3) 自己の株式の取得

会社法第 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第 7 条に自己の株式の取得の規定を新設いたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下の通りであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>コンピューターシステムの設計、開発、製造、販売および制作の請負</u> (新設)</p> <p>2. <u>インターネットホームページ制作および販売</u></p> <p>3. <u>インターネットを利用した情報提供サービス</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4. 広告代理店業</p> <p>5. 各種マーケティング業務</p> <p>6. 出版業務</p> <p>7. 経営コンサルティング業務</p> <p>8. 一般労働者派遣事業</p> <p>9. <u>インターネットおよびカタログを利用した通信販売業務</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>10. 有価証券の保有、売買および運用</p> <p>11. 投資業および投資顧問業</p> <p>12. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>コンピューターシステムの設計、開発、製造、販売及び制作の請負</u></p> <p>2. <u>コンテンツの企画、制作、編集、管理、販売及び運用</u></p> <p>3. <u>ホームページ制作及び販売</u></p> <p>4. <u>情報提供サービス、集金サービス、集金代行サービス及びポイント発行サービスの企画、設計、開発、制作、管理、運営及び代行</u></p> <p>5. <u>着信メロディ等音楽データの制作、制作、編集、管理、運営、販売及び運用</u></p> <p>6. <u>ゲームの企画、制作、編集、管理、販売及び運用</u></p> <p>7. <u>広告制作業、広告代理店業及び宣伝広告事業</u></p> <p>8. 各種マーケティング業務</p> <p>9. 出版業務</p> <p>10. <u>経営コンサルティング業務及びコンピューターシステムのコンサルティング業務</u></p> <p>11. 一般労働者派遣事業</p> <p>12. <u>インターネット及びカタログを利用した通信販売業務</u></p> <p>13. <u>通信ネットワークを利用した次の物品の販売業務</u> イ. <u>コンピュータ、情報通信機器、それらの周辺機器</u> ロ. <u>コンピュータプログラム等のソフトウェア及びCD、DVDその他デジタルコンテンツ</u> ハ. <u>家電製品、玩具、文具、楽器、電子機器、その他の日用雑貨品</u></p> <p>14. <u>著作権、著作隣接権、意匠権、工業所有権の取得及びその管理、運用</u></p> <p>15. 有価証券の保有、売買及び運用</p> <p>16. 投資業及び投資顧問業</p> <p>17. 前各号に付帯する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 8 条 当社の<u>発行する株券の種類、株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>の権利行使に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び<u>株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 8 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、株主の権利行使に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第 4 章 取締役、取締役会、<u>代表取締役及び監査役</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役、取締役会 及び代表取締役</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 当社の<u>株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 前条及び本条は、平成22年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成 21 年 6 月 24 日  
 定款変更の効力発生日(予定) 平成 21 年 6 月 24 日

以 上